

広報しもいち

7

2023年  
No. 710

# SHIMOICHI

さくらんぼ

📷 梨子堂

# 議会だより

令和5年第4回下市町議会（定例会）が6月7日から12日までの6日間の会期で開かれ、上程された議案はいずれも原案どおり可決等されました。

- ・ 条例改正（2件）、補正予算（1件）、同意（1件）、選挙（1件） 計5件
- ・ 5名の議員より一般質問

## 議案

▼下市町税条例の一部を改正する条例

▼下市町立こども園の園長の委嘱及び手当支給に関する条例の一部を改正する条例

▼令和5年度下市町一般会計補正予算（第3号）について

▼下市町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

▼奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

## 一般質問

吉井辰弥議員から

○ごみの分別の詳細と住民のみなさんへの広報のありかたについて

○町内の空家の現状について

○下市温泉秋津荘・明水館の運営について

中垣内敏博議員から

○町道の維持、管理について

○ゴミ袋対応と処理、収集、処分について

尾上治吉議員から

○下市町アメニティーセンターの活用について

○災害の無い町づくりについて

○令和5年10月からのさくら広域環境衛生組合のごみ処理に関する、ごみ選別に関してお聞きします

松田哲子議員から

○賑わい拠点の一つ『旧南小学校』の今後の利活用とその周辺道路の整備について

○買い物同行、ごみ出し、草引き等の生活支援サービスの状況と今後の充実について

○共に支え合い住みやすい地域づくりの重層的支援体制整備事業の進め方について

矢野和男議員から

○義務教育学校について

○外出支援事業について

○ゴミ分別について

○住民生活と地域業者への支援

○コロナ対策について

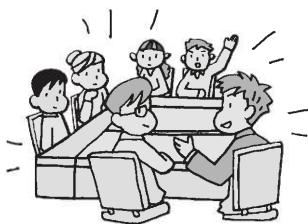
## 下市町区長連合会

### 総会開催

5月31日、下市町区長連合会の総会が開かれ、事業報告や決算報告をはじめ、役員の変更が行われました。

会長 出合 正勝（阿知賀）  
副会長兼会計 吉田 匡利（下市）  
副会長 花井 史弥（新住）  
副会長 中西 正（善城）  
副会長 藤岡 弘（栃原）  
監事 仲嶋 久雄（仔邑）  
監事 菊本 好祐（広橋）  
監事 上田 秀孝（丹生）  
\*順不同、敬称略

この度、退任されました役員の方々は、長い間お疲れ様でした。





## 下市町健康ステーションオープン

「健康寿命奈良県一を目指して、元気な笑いのある明るいまちづくり」をテーマに、ならコープ下市ステーション内に下市町健康ステーションをオープンしました。



また、イベントホールでは、健康体操や血圧・骨密度、血管年齢、野菜摂取量などの測定も行われ、約250名の参加者は改めて健康意識の向上と活動量計の貸し出しに関心をもたれていました。

オープンを記念し5月13日、下市観光文化センターで記念講演会を開催しました。

講演会は、東京都健康寿命医療センター研究所青柳幸利さん（医学博士）を招き、毎日歩くことが健康増進に役立つことやウォーキングについて話され、毎日のウォーキングの歩数のうち、どれだけの時間早足で歩いたかを記録できる活動量計の利用について紹介されました。



## 健康ステーションニュース



青柳先生は、毎日の歩く目安は8,000歩、その中で少し強く歩くことが一番よいと言われていきます。健康ステーションでは、歩数やどれだけ強く歩いたかを確認できる活動量計の無料貸し出しや、保健指導も行っています。

どうぞ、みなさん1度お気軽につけてみてください。

健康ステーションでは身長計や体重計、血圧計、骨密度測定器などの健康機器を設置し、健康サポーターのならコープ職員による健康アドバイス、保健師出張健康相談会、移動販売車による健康・介護相談会を開催しています。

いつでも無料で利用できます。是非お気軽にお立ち寄りください。お待ちしております。



問合せ 奈良コープ下市ステーション IP 68-9652  
健康福祉課 IP 68-9064（直通）

6/10

## 交通事故・振り込め詐欺ゼロを目指して

6月10日、下市グラウンドゴルフクラブ第3回大会にあわせて「安全・安心教室」が行われました。この教室は今回で20回目となり、会員に高齢者が多いことから、競技前に交通安全と防犯意識を高めるために開催しています。



教室では、杵本町長は「交通ルールを守って事故のないようにしましょう」とあいさつをしました。また、吉野警察署北川交通課長は交通安全と防犯について参加者に注意を呼びかけました。

2名の選手代表から「飲酒運転は絶対にしない。不審な電話があったら警察へ通報する。」など力強く安全宣言が行われました。

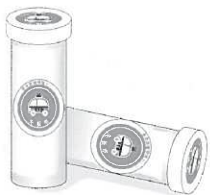
会員は新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策をし、プレーを楽しんでいました。

## 要援護者台帳の更新のお願い

下市町では、日常、家族などの支援が困難で何らかの助けが必要な重度の障害をお持ちの方や、ひとり暮らしの高齢者の方や高齢者のみの世帯の方などを対象に、救急時に役立つ「要援護者台帳」を作成しています。

**この度、登録されている方全員に対し、7月以降に更新案内を送付しますので、登録内容を確認・変更していただき、返信用の様式を下市町社会福祉協議会へ返送いただきますようお願いいたします。**

また、新規に登録を希望される方は、健康福祉課へご連絡いただくか、地区の民生児童委員の方にご相談ください。



※令和5年度、更新事務に関しては下市町社会福祉協議会が担当しています。

「要援護者台帳の更新」に関するお問い合わせは下市町社会福祉協議会までお願いします。

問合せ 下市町社会福祉協議会 ☎ 52-6125 (直通)

## 【令和5年8月から】子どもの医療費助成が変わります！

### ■子ども医療費助成の対象者が18歳までに拡大されます

令和5年8月診療分から、子ども医療費助成の対象が18歳までに拡大されます。  
新たに対象になると思われる方には、申請書類を送付しますので、ご提出をお願いします。

### ■18歳までの受給者の医療費が無償化されます

対象：子ども・心身障害者・ひとり親家庭等の医療費助成受給者で18歳までの方

	現在		変更後
一部負担金	通院：1医療機関につき、月額500円	→	0円
	入院：1医療機関につき、月額1,000円 (14日未満の入院は500円)		

※支給方法に変更はありません。

### ■乳幼児医療費受給資格証（水色）をお持ちの方へ

医療費の無償化にともなって、令和5年8月1日から受給資格証が変わります。更新の際に受給資格証の差替えを行いますので、更新書類等の期限内のご提出にご協力をお願いします。

※18歳…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者



## 医療費受給資格証の更新を郵送で行います

町では、子ども・心身障害者・ひとり親家庭等・重度心身障害老人等・精神障害者の方に対する医療費の助成を行っています。現在、助成を受けている方は、令和5年7月31日で医療費受給資格証の有効期限が切れます。（※子ども医療費助成受給資格の方を除く）

令和5年8月1日より引き続き助成対象になると思われる方には、申請（更新）書類を送付しますので、同封の返信用封筒で下記書類の郵送をお願いします。

※子ども医療費助成受給資格の方は受給資格証の有効期限は切れませんが、申請は必要です。

※重度心身障害者老人等医療費助成受給資格の方は、受給資格証の交付はありませんが申請は必要です。

申請書等を提出されないと、医療費の助成ができませんのでご注意ください。

### 更新手続きに必要な書類

①申請書（必要事項を記入・捺印したもの）

②健康保険証・振込先の通帳の写し（前回申請時から変更がある場合）

※扶養義務者等が他市町村に在住の方及び令和5年1月2日以降に転入された方は、令和5年度課税（非課税）証明書（令和4年中所得）もしくはマイナンバー利用同意書が必要です。

問合せ 住民保険課 IP 68-9063（直通）

# 国民健康保険制度のおしらせ

## 下市町国民健康保険税の賦課限度額が変わります

国民健康保険税の後期高齢者支援金分について、国民健康保険の加入世帯に課税される年間の保険税上限額（賦課限度額）が下表のとおり引き上げられます。

### ●令和5年度下市町国民健康保険税率

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分 (40歳～64歳の方)
平等割 (1世帯につき)	19,500円	7,200円	
均等割 (1人につき)	26,400円	9,600円	16,800円
所得割	7.5%	2.8%	3.1%
賦課限度額	650,000円	200,000円 ↓ 220,000円	170,000円

## 低所得世帯に対する軽減判定所得が引き上げられます

国民健康保険税は被保険者の前年中の所得に応じて計算し課税されますが、世帯の総所得金額等の合計額が軽減判定所得以下の世帯は平等割額・均等割額が軽減されます。

令和5年度の税制改正に伴い5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘ずるべき額が引き上げられます。

### ① 5割軽減の軽減判定所得の拡充

- (現行) 【43万円 + 28.5万円 × 被保険者数および※特定同一世帯所属者の人数  
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】
- (改正後) 【43万円 + 29万円 × 被保険者数および特定同一世帯所属者の人数  
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】

### ② 2割軽減の軽減判定所得の拡充

- (現行) 【43万円 + 52万円 × 被保険者数および特定同一世帯所属者の人数  
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】
- (改正後) 【43万円 + 53.5万円 × 被保険者数および特定同一世帯所属者の人数  
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】

※特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一世帯に属する方のこと



## 国民健康保険高齢受給者証の切り替えは郵送で行います

現在ご使用中の国民健康保険高齢受給者証は、有効期限が令和5年7月31日となっていますので、新しい高齢受給者証を郵送（簡易書留）で令和5年7月下旬に送付します。

現在ご使用中の高齢受給者証は令和5年8月1日以降に廃棄処分していただきますようお願いします。

**対象者** 国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方

※令和6年7月31日までに75歳になる方につきましては、75歳になる誕生日から後期高齢者医療に切り替わりますので、誕生日の前日までが有効期限となります。

奈良県 国民健康保険高齢受給者証	
有効期限	令和 年 月 日
交付年月日	令和 年 月 日
記号	奈37 番号 (枝番)
世帯主	住所
	氏名
適用対象者	氏名
	生年月日
免効期日	
保険者番号並びに交付者の名称及び印	290783 下市町 印

## 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の更新手続きについて

奈良県 国民健康保険限度額適用認定証	
有効期限	令和 年 月 日
交付年月日	令和 年 月 日
記号	奈37 番号 (枝番)
世帯主	住所
	氏名
適用対象者	氏名
	生年月日
免効期日	
適用区分	
保険者番号並びに交付者の名称及び印	290783 下市町 印

奈良県 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	令和 年 月 日
交付年月日	令和 年 月 日
記号	奈37 番号 (枝番)
世帯主	住所
	氏名
適用対象者	氏名
	生年月日
免効期日	
適用区分	
長期入院減額	交付者印
保険者番号並びに交付者の名称及び印	290783 下市町 印

奈良県 国民健康保険特定疾病療養受療証	
有効期限	令和 年 月 日
交付年月日	令和 年 月 日
記号	奈37 番号 (枝番)
認定疾病名	
被保険者	氏名
	生年月日
免効期日	
自己負担限度額	
保険者番号並びに交付者の名称及び印	290783 下市町 印

現在ご使用中の上記認定証および受療証については、有効期限が令和5年7月31日までとなっています。引き続き入院や通院等により証が必要な方は、再度、住民保険課で更新手続きをしていただきますようお願いいたします。

更新手続きに必要なもの・・・国民健康保険被保険者証

**7月31日（月）は国民健康保険税 第1期の納期限です。**  
**納期内に納めましょう。**

納期限を守って、納め忘れのないようにしましょう。

※口座振替をご利用の方は、7月31日（月）が振替日となります。

預金残高のご確認をお願いします。

問合せ 住民保険課 国民健康保険係 IP 68-9063（直通）

## 後期高齢者医療制度のおしらせ

### 新しい被保険者証を送付します

令和5年8月1日からご使用いただく新しい「被保険者証」を、7月下旬に『簡易書留』で送付します。

新しい「被保険者証」は、右上の有効期限が「令和6年7月31日」となっています。

令和5年8月1日以降に医療機関にかかるときは、必ず新しい「被保険者証」をご提示ください。

また、裏面に臓器提供の意思表示欄が設けられていますのでご活用ください。

なお、有効期限の切れた被保険者証は、廃棄処分していただきますようお願いいたします。



### 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

令和5年5月末現在において限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証が発行されている被保険者の方で、令和5年8月1日以降も引き続き発行対象となる方につきましては、7月下旬に新しい認定証を郵送します。（更新手続きは不要です）

なお、入院等による新規での申請も受け付けています。発行対象にならない場合もありますので、先にお電話でお問い合わせのうえ、申請手続きをしてください。

### 令和5年度保険料額決定通知書は7月中旬に郵送します

#### 令和5年度保険料について

保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。保険料を決める保険料率は2年ごとに改定されます。（次回改定は令和6年度）

保険料の納付方法は、原則年金から天引き（特別徴収）されます。

特別徴収の対象とならない方は、納付書や口座振替で納めていただくことになります。（普通徴収）

#### 《令和5年度保険料（年額）の計算方法》

均等割額（被保険者1人当たり） 50,500円

+

所得割額（総所得金額等－基礎控除43万円）×所得割率9.93%

||

被保険者の保険料（100円未満切り捨て）  
（1人当たり上限額 66万円）

問合せ 住民保険課 IP 68-9063（直通）  
奈良県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0744-29-8430



## 保険料の軽減について

令和5年度は、国の軽減特例措置が見直されたことにより、5割軽減と2割軽減の方の所得要件が下表のとおり変更されます。

### 均等割額軽減条件（世帯の所得に応じて判定）

変更前（令和4年度）	
軽減割合	対象者の所得要件 ※1 ※2
7割軽減	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等※3の数-1)以下
5割軽減	基礎控除額(43万円) + 28.5万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等※3の数-1)以下
2割軽減	基礎控除額(43万円) + 52万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等※3の数-1)以下



変更後（令和5年度）	
軽減割合	対象者の所得要件 ※1 ※2
7割軽減	変更なし
5割軽減	基礎控除額(43万円) + 29万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等※3の数-1)以下
2割軽減	基礎控除額(43万円) + 53.5万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等※3の数-1)以下

- ※1 同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計で判定します。65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除して軽減判定します。
- ※2 軽減の基準となる「10万円 × (給与所得者等の数-1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。
- ※3 一定の給与所得者がある方または公的年金所得がある方
- ◆軽減判定は4月1日（4月2日以降に資格取得された場合は資格取得日）の世帯の状況で行います。

**7月31日（月）は後期高齢者医療保険料 第1期の納期限です。**  
**納期限内に納めましょう。**

納期限を守って、納め忘れのないようにしましょう。  
※口座振替ご利用の方は、7月31日（月）が振替日となります。  
預金残高のご確認をお願いします。

**問合せ** 住民保険課 IP 68-9063（直通）  
 奈良県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0744-29-8430

## 「介護保険負担割合証」の更新について

### 《負担割合証について》

介護保険負担割合証とは、介護サービス利用者がサービスを利用した際の利用者負担を所得に応じて1割、2割、または3割のいずれかをお知らせするものです。

要支援・要介護認定を受けている全ての方並びに、事業対象者の方には、利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行していますが、有効期限が令和5年7月31日までとなっています。

つきましては、令和5年8月1日からの「介護保険負担割合証」を7月中旬に郵送しますので、ご確認ください。

なお、有効期限の過ぎた「介護保険負担割合証」につきましては、処分していただきますようお願いいたします。

## 介護保険負担限度額認定証の更新手続きについて

### 《負担額の軽減制度について》

介護保険の施設入所やショートステイを利用した際の食費・居住費について、低所得者の負担が過重とならないよう、課税状況、資産、年金収入の状況に応じて自己負担が軽減される制度です。

現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方については、有効期限が令和5年7月31日となっていますので引き続きサービスをご利用の場合は、新たに申請が必要となります。

お忘れのないよう早めの手続きをお願いします。

※施設入所やショートステイの利用を継続されない方に関しましては更新は不要となります。



問合せ 健康福祉課 介護保険係 IP 68-9065 (直通)



## 高齢者のみなさんへ アンケート調査の提出はお済みですか？

6月中旬に下記対象者に郵送させていただきました、『日常生活圏域ニーズ調査』の回答はお済みでしょうか？  
この調査は高齢者福祉及び介護保険事業の今後の方向性を決める大切な調査です。  
まだ、お手元に調査票をお持ちの方は、提出いただきますようご協力よろしくをお願いします。

- ◎調査の名称：『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査』
- ◎調査対象者：令和5年6月1日現在で65歳以上の方のうち、要介護認定(要介護1から5)を受けていない方。
- ◎回答方法：封筒のあて名のご本人についてお答えください。  
ご家族の方等がご本人の立場にたって回答していただいてもかまいません。  
回答された調査票は、三つ折りで同封された返信用封筒に入れてお送りください。(切手は不要)

問合せ 健康福祉課 IP 68-9065 (直通)

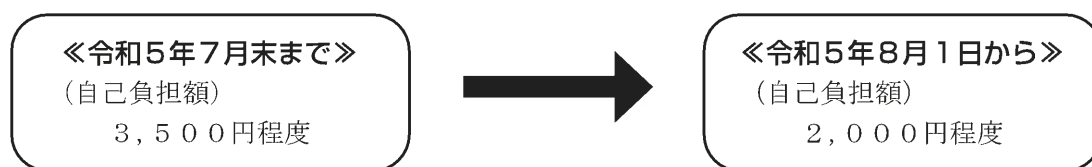
## 高齢者・障害者外出支援事業 外出支援タクシー券が変更（見直し）されます

外出支援タクシー券につきましては、昨年度の意向調査の結果、枚数の増数と個人負担金の減額を望まれる方が多いことから、令和5年8月1日利用分から下記の通り変更（見直し）させていただきますこととなりました。

### 変更内容

- ・ 交付枚数：26枚 → 30枚に増やします
- ・ 自己負担額：最大2,000円程度に引き下げます

(例) 乗車運賃が7,000円の場合



自己負担額につきましては、乗車運賃により最低100円～2,000円程度をご負担いただくこととなります。

※現在タクシー券をお持ちの方は、7月下旬頃にタクシー券とバスチケットを送付します。  
また、今まで一度も申請されていない方でタクシー券の交付を希望される方は、下記までお問い合わせください。

### 高齢者外出支援事業

- 対象者**
- ① 75歳以上の方
  - ② 65歳以上74歳以下の住民税所得割非課税世帯の方で65歳以上の高齢者のみで構成する世帯の方
- ※ただし、下市町障害者外出支援事業に該当する方は除きます。

**利用範囲** 原則下市町内（ただし下市口駅は可）

### 障害者外出支援事業

- 対象者**
- ・ 身体障害者手帳1・2級を持っている方
  - ・ 療育手帳A（A1・A2）を持っている方
  - ・ 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方

**利用範囲** 原則下市町内（ただし下市口駅は可）

問合せ 健康福祉課 IP 68-9064（直通）



# 下市町保健センターからのお知らせ

## 〇母子保健

場所／下市町保健センター

事業名	日	時	対象者・内容等
幼児健診	7月25日(火)	午後1時～ 詳細な時間は個別で案内します	【1歳6か月児】 令和3年12月1日～令和4年2月28日生
		午後1時30分～ 詳細な時間は個別で案内します	【3歳児】 令和1年12月1日～令和2年2月29日生
日本脳炎予防接種 Ⅱ期	7月28日(金)	午後1時30分～2時	【小学4年生】 平成25年4月2日～平成25年9月30日生 【高校3年生】 平成17年4月2日～平成17年9月30日生
二種混合予防接種 Ⅱ期 (ジフテリア・破傷風混合)	8月1日(火)	午前9時30分～10時	【小学6年生】 平成23年4月2日～平成24年4月1日生

※台風や警報等により、事業を延期・中止させていただく場合があります。中止・延期の際は下市テレビや下市町公式ラインで周知します。

問合せ 健康福祉課 保健予防係 IP 68-9064 (直通)

# 下市町社会福祉協議会からのお知らせ

## 令和5年度在宅介護を考える集い

第1回介護教室「あいサポーター研修」開催のお知らせ

あいサポーターとは・・・

多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障害のある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをしていただくサポーターです。(特別な技術の習得は不要です)

介護に興味のある方どなたでもご参加いただけます。

日時	場所	申し込み	お問い合わせ
7月8日(土) 午前10時～正午	下市町交流センター ごんたくんの家	事前申し込み必要	☎54-2107 担当：橋本・増田

※年間予定表に記載した日付が変更になっていますのでご注意ください。

## たんぽぽカフェのお知らせ

7月のたんぽぽカフェは「夏祭り」を開催します。

楽しいひと時を過ごしながら、認知症や認知症予防について相談する事もできます。

お気軽にご参加ください。

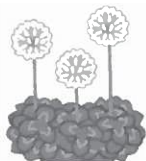
※材料の準備のため事前申し込みをお願いします。

日時	場所	申し込み	お問い合わせ
7月14日(金) 午前10時～正午	下市町交流センター ごんたくんの家	事前申し込み必要	☎54-2107 担当：橋本

☆マスクの着用は個人の判断としますが、検温・消毒など基本的な感染予防対策にご協力ください。

問合せ 下市町社会福祉協議会 ☎ 54-2107

## 巡回 介護・健康相談会



### 7月19日（水）



移動販売車と一緒に伺います。  
当日は保健師による血圧測定や社会福祉士  
による介護・健康相談を実施します。  
**お気軽にご相談ください！！**

午前10時30分	～	11時50分	ならコープ 下市ステーション
正午	～	午後0時20分	下市町交流センター（ごんたくんの家）
午後0時35分	～	1時	下市消防署裏
午後2時	～	2時30分	下市観光文化センター
午後2時35分	～	2時55分	善城消防第5分団駐車場
午後3時	～	3時40分	下市温泉秋津荘

問合せ 健康福祉課 IP 68-9064（直通）

## 下市町林業事業体支援事業の実施について

木材生産を実施する際に使用する高性能林業機械の購入に係る経費について、予算の範囲内で補助を行います。

下記対象者に該当し、高性能林業機械の購入を予定されている林業事業体の方は、地域づくり推進課までお問合せください。

### 【補助対象者】

- (1) 50ha以上のスギ・ヒノキ等人工林の集約化施業区域が確保されていること
- (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の規定により、奈良県知事に認定を受けた町内の認定林業事業体であること
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと

### 【補助額】

- (1) 購入経費の2分の1以内
- (2) 上限額500万円

問合せ 地域づくり推進課 IP 68-9070（直通）

## 障害福祉ニュース

日頃の生活の中で、様々な事情で悩みを抱えておられる方、何に困っているのか分からない、相談窓口で何をどう説明すればよいのか分からない。そのような場合は、最初の一步として「福祉なんでも相談会」でご相談いただければと思います。

今回は、就労相談についてお知らせします。就労が難しい事情を説明するにはどのようにしたらいいのでしょうか。



### 医師の証明をもらおう

就労が難しい事情を説明するには、「医師にその証明をしていただく」必要があります。

もしケガ（外傷）で働けないなら外科の病院へ行って、そのことをご相談いただければ当面の医療費とか生活について一緒に考えることができます。大切なことは、身体の具合が悪いことを証明することが出来るのは病院（医師）だけであるということです。医師に証明してもらうことで、様々な行政サービスを受けることが出来るきっかけになります。



### でも医師にどのようにお話しすればよいのでしょうか

説明ができない辛さを証明してくれるのが、心療内科（精神科）になります。今回は「説明できない辛さを抱えている時には、心療内科がある」ということを覚えていただければと思います。この証明書（診断書）に基づき、一緒に考えていきましょう。

### 今月の「福祉なんでも相談会」は7月24日(月)です

精神保健福祉士が以下の日程で対面、または電話でお話をお聴きし、解決できる方法を一緒に考えます。匿名の相談でも構いません。

**日 時** 7月24日(月) 午前9時～午後5時《予約制》

**場 所** 役場1階 相談室

※電話でのご相談もお受けします。

**そ の 他** 電話で予約をお願いします。

予約の際に時間の調整をさせていただきます。

**予約・問合せ** 健康福祉課 IP 68-9064 (直通)



お気軽に  
お電話ください。

問合せ 健康福祉課 IP 68-9064 (直通)



## 知っていますか？国民年金保険料の免除制度

令和5年度分（令和5年7月～令和6年6月）の国民年金保険料の免除にかかる申請受付が令和5年7月1日からはじまります。経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料が免除または猶予される制度です。

※本人・配偶者・世帯主の所得制限があります。

### 申請先

お住いの市区町村役場または年金事務所

\*マイナンバーカードをお持ちの方はWeb申請も可能です

詳細は、日本年金機構の

電子申請（マイナポータル）のページをご覧ください →



### 申請に必要なもの

①国民年金保険料免除・納付猶予申請書（役場や年金事務所で入手できます。）

\*Web申請の場合は不要

②基礎年金番号またはマイナンバーがわかるもの

③離職、退職された方は雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し  
（共済組合加入者であった人は、退職辞令書の写し）

### 注意事項

①免除の申請は、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）までさかのぼってできます。

ただし、申請書は申請する年度（7月～翌年6月）分ごとに必要です。

\*継続免除申請を利用して承認を受けている方は、申請不要

②保険料の免除を受けず保険料が未納のまま、障がいや死亡などの不慮の事態が発生すると障害基礎年金や遺族年金が受けられない場合がありますのですみやかに申請してください。

③免除・納付猶予された保険料は、後から納めること（追納）ができます。免除期間がある場合、保険料を全額納付した時と比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。  
追納することで年金の受給額を増やすことができます。

**詳細は、日本年金機構のHPをご覧くださいか、下記までお問い合わせください。**

問合せ 住民保険課 IP 68-9063（直通）  
大和高田年金事務所 ☎ 0745-22-3531



## ～熱中症にご注意を～

### 【予防ポイント】

- ☆暑さを避けましょう
- ☆外出時は涼しい服装で、日傘をさしたり、帽子をかぶりましょう
- ☆いつも以上に、こまめな水分補給をしましょう
- ☆エアコンなどで空調管理をしましょう
- ☆日ごろから体調管理をしましょう
- ☆熱中症警戒アラート発表時はなるべく外出を控えましょう

※熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための、環境省と気象庁による情報です。

### 高齢者の注意点

- ☆のどがかわかなくても水分補給
- ☆部屋の温度をこまめに測る

- 高齢者は温度に対する感覚が弱くなるために、室内でも熱中症になることがあります。
- 室内に温度計を置き、こまめに水分を補給することを心掛けましょう。

### 幼児は特に注意

- 幼児は体温調節機能が十分発達していないため、特に注意が必要です。
- 晴れた日には、地面に近いほど気温が高くなるため、幼児は大人以上に暑い環境にいます。

### ※こんな時は救急車を呼びましょう！！

- ◎ 脱力感、倦怠感が強く動けない。 ◎ 自力で水が飲めない。
- ◎ 意識がない、けいれんがあるなど。



## 消費税インボイス制度説明会・登録要否相談会を開催します!!

開催日時	開催場所	説明会等の名称等	事前予約期限	連絡先
7月19日(水) 14:00~16:00	〒639-3194 吉野郡吉野町 丹治 200 番 1 (吉野税務署 2階会議室)	・インボイス制度説明会 ・登録要否相談会	7月14日(金) 17時まで	吉野税務署 法人課税部門 (代表電話) (0746-32-3385)  ※登録要否相談会は、 予約受付順にご案内 するため、ご案内ま でお待ちいただく場 合があります。
8月2日(水) 14:00~16:00		・インボイス制度説明会 ・登録要否相談会	7月28日(金) 17時まで	
8月23日(水) 14:00~16:00		・インボイス制度説明会 ・登録要否相談会	8月18日(金) 17時まで	
9月6日(水) 14:00~16:00		・インボイス制度説明会 ・登録要否相談会	9月1日(金) 17時まで	
9月29日(金) 14:00~16:00		・インボイス制度説明会 ・登録要否相談会	9月22日(金) 17時まで	

### 〔申込・お問合せ先〕

吉野税務署 法人課税部門 ☎ 0746-32-3385 (代表)

\*音声ガイダンスに従って「2」を選択してください。

**説明会・相談会は事前予約制です。(お早めにご予約願います)**

## ならジョブカフェセミナー（7月）

- 日 時** ①7月 7 日 (金) 13時30分~16時30分  
「仕事も人間関係もスムーズに！対人スキル実践トレーニング」  
②7月14日 (金) 14時~16時  
「実践！面接対策セミナー」  
③7月27日 (木) 14時~15時30分  
「挑戦しよう！グループディスカッション」
- 場 所** ①ならジョブカフェ  
②ならジョブカフェ  
③高田しごとiセンター
- 概 要** アットホームな雰囲気です就職活動のスキルを学ぶことができる参加型のセミナー。  
参加費無料。
- 対 象** 就職活動中の学生やおおむね35歳未満の求職者（40代前半までの不安定就労者を含む）
- 定 員** 各10人程度（先着順）
- 申し込み** 各セミナー前日までに、電話、FAX又はHPよりお申し込みください。

**問合せ** ならジョブカフェ

☎ 0742-23-5730 FAX 0742-23-5757

<https://www.pref.nara.jp/item/63392.htm>



## 下市温泉秋津荘・明水館・ごんた食堂 営業日のお知らせ

営業時間 午前11時～午後7時  
(受付は午後6時30分まで)

ごんた食堂 (ラストオーダー 午後6時30分まで)

### 【平日】

午前11時30分～午後2時

午後4時30分～7時

### 【土・日・祝日】

午前11時30分～午後7時

※毎週水・金曜日の午後4時30分～7時は休業します。

※風呂の日には、お得な当日限定の日替わりメニュー

『風呂の日定食』がございます。

皆様のご来店お待ちしております！



※写真はイメージです



各種宴会を承っております。詳細は、ごんた食堂へ

### 7月の営業日カレンダー

※○印の日が休館日です。

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	③	④	⑤	6	7	8
9	⑩	11	12	13	14	15
16	17	⑱	19	20	21	22
23	⑳	㉑	㉒	27	28	29
30	㉓					

問合せ ☎ 今月の風呂の日は26日です

下市温泉秋津荘・明水館

☎ 52-2619 (フロイク)

IP 68-9081

### 吉野三町無料法律相談

(奈良弁護士会所属弁護士による無料相談)

日時 7月14日(金) 午後1時～4時

場所 吉野町役場

予約・問合せ 吉野町役場 町民税務課

☎ 0746-32-3081

### 中南和法律相談センター無料法律相談 (県内中南和各地で随時開催しています)

予約・問合せ 奈良弁護士会

中南和法律相談センター係

☎ 0742-22-2035

### 法テラス南和法律事務所 (常駐の弁護士が相談にあたります)

場所 大淀町大字下淵68番地の4  
やすらぎビル4階

問合せ ☎ 050-3383-0025

※無料になる場合があります。

まずは電話でお問い合わせを。

### 消費生活相談

日時 毎週木曜日 午後1時～4時  
開催日等は直接お問い合わせください。

場所 吉野町役場

問合せ 吉野町役場 町民税務課

☎ 0746-32-3081

### 7月31日(月)は固定資産税第2期の納期限です

納め忘れのないようにお納めください。また、口座振替をご利用の方は、預貯金残高の確認をお願いします。

税務課

### 農地の転用・売買・賃貸借には 農業委員会への手続きが必要です

農地法に基づき、農地を転用、所有権移転、賃貸借契約等を行う場合は、農業委員会の許可や届け出が必要となります。

また、農地の形状を変更する場合(田を畑等)にも届け出が必要となります。事務手続きにつきましては農業委員会事務局にご相談ください。

問合せ 下市町農業委員会(地域づくり推進課内)

IP 68-9070(直通)

### 農薬の適正使用について

農薬はラベルに表示されている内容に従って使用することが義務づけられています。

農薬を使う時は周辺の人、物、農作物などに配慮して下さい。

特に、学校・公園・住宅地などに隣接する場所で農薬を使用する場合は、飛散防止の取組と周辺住民への事前周知を徹底しましょう。

地域づくり推進課

## 社協だより

いつも善意銀行に預託をいただき、ありがとうございます。  
5月16日～6月15日の期間に、次の方から預託をいただきました。

・供養として  
宇野 恵教（善 城） 5万円

（敬称略）

## てんいち先生



7月は差別をなくす強調月間



相談内容	場 所	相 談 日	時 間
行政・人権・心配ごと相談 行政相談員・人権擁護委員 民生児童委員が相談を受けます。 （電話相談も可）	下市町交流センター （ごんたくんの家） ☎52-6125	7月6日(木)	午後1時 ～ 3時
		8月3日(木)	
人権・心配ごと相談 人権擁護委員・民生児童委員が 相談を受けます。 （電話相談も可）	下市町交流センター （ごんたくんの家） ☎52-6125	7月20日(木)	3時
		8月17日(木)	

## 下市消防署からの お知らせ

### 「火遊び・花火による火災の防止」

夏は、花火のシーズンですが、取扱い上の不注意から毎年火災が発生しています。素敵な思い出しにするためにも次のことに注意しましょう。

- ①子供だけで花火をしない。
- ②周りに燃えやすい物がある場所ではない。
- ③水バケツを準備して確実に火を消す。
- ④風の強い日はしない。

火災・救急は119  
付いていますか？住宅用火災警報器

奈良県広域消防組合 下市消防署  
http://www.naraksk119.jp/

## 図書館だより

### おはなし会

「図書館まつり」準備のためお休みします

下市観光文化センター2F  
（下市町立図書館）  
☎ 52-1711  
IP 68-9080

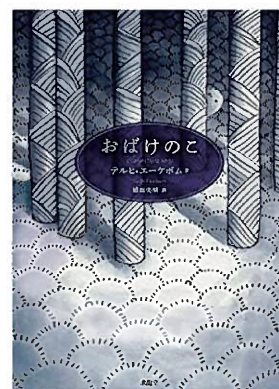
「図書館まつり」を7月23日（日）開催します。子どもから大人まで楽しめる催しですので、ぜひご家族でご来場ください。

### 7月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

- ★○印が休館日です
- ★開館時間 木曜日～月曜日  
午前9時～午後5時
- ★開館時間以外は、玄関脇の返却BOXへお返しく下さい。  
（DVD・ビデオテープを除く）

### ★おばけのこ



テルヒ・エーケボム著  
稲垣 美晴訳  
求龍堂

光を求めてさまようおばけたちがひそむ暗い森。そのそばで一人さみしく暮らす女性のまえに、小さなおばけのこがあらわれて…。モノクロームの世界のエッセンスが感じられる、静かな絵200点超を中心に進行する物語。おとな向け絵本。

## 卒業後、地元で働きませんか？

卒業後は地元の下市町で就職したいけど、どんな会社があるの？

と、言うような悩みをお持ちの来春卒業の短大生、大学生の方は、ぜひ一度、ハローワーク下市においでください。

経験豊富な学生専門の相談員が就職までのお手伝いをします。

ハローワーク下市 ☎ 52-3867

## ハローレーニング



（公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ・キャラクターです）

ハローワークを通じて求職活動されている方へ！  
ポリテクセンター奈良では、再就職をお考えの方を対象に公共職業訓練を実施しており、以下のとおり近日開講科の受講生を募集しています。

- 訓練科名** ①機械CAD技術科  
②住宅リフォーム技術科  
③CAD/NC技術科  
④電気設備技術科  
（③④はビジネススキル講習・企業実習付）
- 対象** 訓練を受講して、再就職を希望する方  
③④は概ね55歳未満の方
- 定員** ①②は各6名程度、③④は各10名程度
- 訓練期間** 令和5年9月4日（月）～令和6年2月29日（木）  
（③④は3月29日（金）まで）
- 訓練場所** ポリテクセンター奈良（奈良県橿原市城殿町433）  
無料駐車場あり
- 費用** 受講料無料 ※但し、教科書代等は自己負担です。
- 募集期間** 令和5年7月3日（月）～令和5年7月28日（金）
- 問合せ先** ポリテクセンター奈良（☎0744-22-5226）

## 7月は「差別をなくす強調月間」並びに「社会を明るくする運動強調月間」です

のうらな

令和5年6月1日現在

人口	4,657人	(-9)
男	2,190人	(-1)
女	2,467人	(-8)
世帯数	2,304世帯	(-3)
( )内は前月比		
出生	1人	死亡 13人
転入	7人	転出 4人

## 下市町立図書館 新着図書リスト

ChatGPT 対話型 AI が生み出す未来	古川渉一
「将軍」の日本史	本郷和人
世界史を変えたスパイたち	池上彰
テーピングの新しい教科書 改訂版	石山修盟
父から娘への7つのおとぎ話	アマンダ・ブロック 他
東京バンドワゴン 16	小路幸也
奔れ、空也 空也十番勝負 10	佐伯泰英
嫁ぐ日 狸穴あいあい坂 4	諸田玲子
ぼくはいったいどこにいるんだ	ヨシタケシンスケ
リサとガスパールオペラざへいく	アン・グットマン 他
ゆびのすうじへーんしん	齋藤陽道他
どうながのプレツェルとこいぬたち	マーグレット・レイ 他
おばけんはすぐそこです	山崎るり子他
がっこうのおばけずかん 148 おちこくさま	斉藤洋他
ふしぎ駄菓子屋銭天堂 19	廣嶋玲子他
雲の超図鑑すこすぎる天気図鑑	荒木健太郎

## 広告